

第一種奨学金の所得連動返還方式選択者 における返還月額の算定について

第一種奨学金を複数回受給した方(※)が、いずれの奨学金でも「所得連動返還方式」の返還方式を選択した場合、返還月額が高額となる可能性があり注意が必要となります。

(※ 例:学部と大学院の両方で受給した方、前に在籍していた大学で貸与を受けており、北大に再入学後、第一種奨学金の再貸与を受けた方など。)

詳しい説明は以下の日本学生支援機構ホームページに掲載されており、モデルケースやシミュレーターも公開されています。

内容をよく確認した上、無理のない返還計画を立てるようにしてください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/henkan_hoshiki/shotokurendo/santei.html

なお、貸与を受けていた複数の奨学金を合算し、貸与期間を変更して返還することも可能です。

希望される方は、以下 URL から案内を確認し手続きを進めてください。(※奨学金の貸与期間中は手続きできません。)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/henko_kikan.html

また、返還方式の変更を希望する方は、法学研究科・法学部 学事担当窓口にて申請書を交付しておりますのでお問い合わせください。

※人的保証の奨学生が「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更を希望する場合は別途の手続きが必要となります。該当する方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

問い合わせ先

〒060-0809 北海道札幌市北区北9条西7丁目

北海道大学 法学研究科・法学部 学事担当

TEL 011-706-3964

EMAIL gakuji@juris.hokudai.ac.jp

令和4年11月11日

法学研究科・法学部・学事担当